

議第 6 2 号 専決処分の承認について

1 提案理由

離島振興法（昭和 2 8 年法律第 7 2 号）等の一部改正に伴い，呉市離島振興対策実施地域における固定資産税の課税免除に関する条例（平成 2 5 年呉市条例第 2 8 号。以下「課税免除条例」といいます。）の一部を改正し，令和 5 年 4 月 1 日に施行する必要がありましたが，特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであったため，課税免除条例の一部改正について地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により専決処分をしましたので，同条第 3 項の規定により，その承認を求めるものです。

2 改正の内容

離島振興対策実施地域内における市町村が策定する「産業の振興に関する計画」（以下「産業振興促進計画」といいます。）等に適合する対象設備（家屋及び償却資産）を新設し，又は増設した者について，当該対象設備等（家屋，償却資産及び当該家屋の敷地である土地）に対して課する固定資産税は，課税免除条例により，3 か年度に限り，課税免除をすることとしていました。

この度，離島振興法の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 9 2 号）等の施行（令和 5 年 4 月 1 日）により，産業振興促進計画に代えて，都道府県が策定する離島振興計画に記載される「産業振興促進事項」に適合していることが課税免除条例による課税免除の要件となりました。

このため，広島県が離島振興計画を策定するまでの間に対象設備を新設し，又は増設した場合でも課税免除をすることができるよう所要の経過措置を設けました。

3 施行期日

令和 5 年 4 月 1 日